

平成28年(行ツ)第252号

平成28年(行ヒ)第290号

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成27年(行コ)第413号都市計画決定無効確認等請求事件について、同裁判所が平成28年4月28日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成29年1月10日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 山崎敏充

裁判官 岡部喜代子

裁判官 大谷剛彦

裁判官 大橋正春

裁判官 木内道祥

当事者目録

東京都武蔵野市吉祥寺東町

上告人兼申立人 上田圭子

上告人兼申立人 上田

上記両名訴訟代理人弁護士

坂勇一郎

加納百合

泉澤章

上原公太

瀬川宏貴

洪美絵

久保田明人

東京都新宿区西新宿2-8-1

被上告人兼相手方 東京都

同代表者知事 小池百合子

これは正本である。

平成 29 年 1 月 10 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官

萬屋博英

